

追跡調査・評価の概要

本資料では、NEDOで実施している追跡調査・評価の概要を記載しています。NEDOでは、NEDOプロジェクトで得られた成果の活用状況や社会的・経済的裨益の把握、及びNEDOの業務運営改善等を目的として、終了したNEDOプロジェクトを対象に追跡調査・評価を実施しております。本調査・評価への協力については、契約約款もしくは交付規程の協力事項及び存続条項に記載されております。

追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願いいたします。

追跡調査・評価に関する問い合わせ先
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 評価部
TEL：044-520-5161
FAX：044-520-5162

追跡調査・評価の進め方

終了翌年度 終了直後調査	研究開発の進捗状況及びNEDOプロジェクト実施時のマネジメントに関するアンケート調査 1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別） 2) プロジェクト実施の成果及び効果（成果達成度、実用化予定、標準化等） 3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後のマネジメント
-----------------	--



2, 4, 6年後 簡易追跡調査	プロジェクト終了後の研究開発進捗状況に関するアンケート調査 1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別） 2) プロジェクト実施の効果（売上、波及効果、標準化等）
---------------------	---



終了翌年度 2, 4, 6年後 詳細追跡調査 ※企業のみを対象	終了直後調査及び簡易追跡調査の結果、新たに「製品化・上市段階に至った企業」、「中断・中止した企業」を対象にした詳細調査（アンケート、必要に応じてヒアリング） 1) 成果の詳細な把握（製品化・上市事例、派生技術等） 2) 製品化・上市、中止、中断に至った経緯 3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後、終了後のマネジメント
--	--

追跡評価	NEDOプロジェクトの効果や改善点の評価 方法：研究評価委員会及び分科会における評価 観点：1) 国民への説明責任の履行 2) NEDO 業務運営の改善 3) 技術開発戦略への反映
------	--

【調査期間】

プロジェクト終了後、原則5年後までの状況を調査（6年間の調査）。

プロジェクトによっては、6年を超える状況を調査させていただく場合がございます。

【調査対象】

- ① NEDOからの資金を得てプロジェクトに参加した機関（委託先、助成先、再委託先等）です。また、当該機関が複数の機関等によって構成されている場合（技術研究組合等）は、各構成機関も調査対象となります。
- ② プロジェクト終了前に実施体制から外れた機関についても、原則、調査対象となります。
- ③ 調査対象機関が保有するプロジェクトの成果が第三者に承継された場合（法人間の合併、事業承継等）は、承継先機関が調査対象となります。

「追跡調査・評価」に関する補足事項

Q. 追跡調査・評価とは何ですか

- A. NEDOプロジェクト開発成果のその後を把握するため、プロジェクト実施者に対し、プロジェクト終了後5年後までの動向（調査は6年間）についてアンケートやヒアリングを実施しており、これを追跡調査と呼んでいます。実施者の皆様が終了後に進めた事業をNEDOが評価するものではありません。

Q. どのプロジェクトが対象なのですか

- A. 研究開発プロジェクトが対象で、国際実証事業や導入普及事業は除きます。

なお、研究開発プロジェクトの実施者であっても、以下に該当する機関は調査対象外となります。

- ① 研究開発要素の少ないもの、例えばLCA評価や市場調査等を実施した機関
- ② 外注先や請負先等
- ③ NEDOが研究開発の委託や助成を行っていない機関（委員会委員が所属する機関、サンプル提供先の機関、助言等による研究協力を行った機関等）

Q. 何のためにやるのですか

- A. NEDOプロジェクトは国民の税金で賄われていますので、NEDOプロジェクトが及ぼした経済的・社会的効果等を把握し、国民の皆様に説明する責任があります。また、NEDOの技術開発マネジメントの改善や技術開発戦略への反映も目的として実施しています。

Q. 具体的に何をすればよいのですか

- A. プロジェクト終了時に、追跡調査の御担当者をご連絡下さい。プロジェクト終了後1、2、4、6年目に追跡調査担当者宛にメールにてアンケート調査の依頼を行います。アンケートへの回答はWeb上で行っていただきますので、御回答願います。

また、製品化・上市を達成した場合や事業を中止・中断した場合には、その状況や要因を確認させていただくための詳細追跡調査やヒアリング調査（一部の企業等）にも御協力願います。